



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「保険とリスク」（フランシス・エワルド著）を読む：スタディ・クエスチョン・メソッドの試み：その3：第11段落から第16段落：riskの特徴1と2
Author(s)	長島, 美織
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 26, 109-125
Issue Date	2018-03-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/68746
Type	departmental bulletin paper
File Information	109-125_Nagashima.pdf



「保険とリスク」 (フランス・エワルド著) を読む

—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—
その3：第11段落から第16段落：riskの特徴1と2

北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院 教授

長島 美織

Reading 'Insurance and Risk'
— An Application of Study Question Method —
Part3: From paragraph 11 to 16: Risk is
calculable and collective

NAGASHIMA Miori

abstract

This essay represents an attempt to read and interpret one of the classic English-language papers in social science using Study Questions as a guide with the purpose of gaining a deeper understanding of the text. This third part deals with paragraph 11 to 16 of the paper 'Insurance and Risk'. This paper is written by François Ewald, and considered an excellent example of the application of some of the key elements of Foucauldian thought to the study of the sociological notion of risk.

1 エワルド論文の全体的な特徴とスタディ・クエスチョン・メソッドについて¹

(その1) から引き続き、今回の(その3)においても、読解の対象としている論文は、『*The Foucault Effect: Studies in Governmentality With Two Lectures by and an Interview with Michel Foucault*』(Edited by Graham Burchell, Colin Gordon and Peter Miller, The University of Chicago Press, 1991) という本のなかの「Insurance and Risk」(第10章)という論文です。哲学者で、フーコー学派でもあるFrançois Ewaldの著述で、下記に引用している英文は、全て、この論文からのものです²。

本試みは、上記のテキストを素材として、筆者がかつてアメリカで受けた教育からヒントを得た、スタディ・クエスチョン(Study Questions, SQ)を使って、「学問的読み」を実践しようというものです。スタディ・クエスチョンとは、スタディ、つまり「勉強する」ための質問、つまり、「学ぶための質問」です。教師が学生にする質問は、通常、相手が何を知っていて、何を知らないかを評価するためになされることが多いですから、スタディ・クエスチョンという表現は、一見矛盾を含んだ、奇妙な表現に聞こえるかも知れません。しかしアメリカでなされていたスタディ・クエスチョンを使った学習においては、学生は、スタディ・クエスチョンを手引きとして、知識や知識体系を身につけていきます。目に前に現れる質問にひとつひとつ答えることによって、おのずと難解な学問書を読んでいくことができるようになります。

古典的な学術書は、日本語であっても読みにくいものですが、まして英語の社会科学の論文となると、その難しさは倍増します。本稿は、SQを使った方法で英語の古典的論文を、学問的に読んでいこうという試みです。英語で古典的論文を読むというタスクは、言葉と内容という2つの関門を通り抜けないとならないため、相応の訓練が必要となります。本稿は、筆者が研究室の学生さんたちを対象として、これを試みた記録に基づいたものになります³。

学問的読みの実践は、最初に挑戦するときには、大変時間がかかりますが、一旦会得してしまえば、他の著作の読解の際にも応用が利くものです。また、質の高い古典的研究を深く、自覚的に読むことになりますので、翻って、自身が研究を進める際のひな型のようなものの獲得にも繋がるのが期待されます。

2 前回までの内容

(その1)⁴で対象とした第1～4段落は、『Insurance and Risk』というタイトルの最初の単語であるInsuranceに注目していました。Insuranceという言葉

▶1 この部分は、長島美織, 2017, 「「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—その1: 第1段落から第4段落: insuranceについて」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』24: 109-124の第1節から第2節、および「「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—その2: 第5段落から第10段落: riskについて」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』25: 57-73. の第1節と、内容的に同等の部分を含みますが、(その1) から共通して用いている方法論および題材の解説であるため、読者の便宜のため、再掲しています。スタディ・クエスチョン・メソッド及び学問的読みについては、特に24号掲載の(その1)の「1はじめに」(P.110-113)にさらに詳しく説明してありますので、併せてご参照下さい。

▶2 引用英文のイタリックは原著によります。下線は説明の為、筆者が加えたものです。

▶3 本エッセイは、王センさんが作成してくれた、研究室ゼミの記録をもとに、加筆・修正しています。同ゼミに参加してくれた、糸川悦子さん、市原攝子さん、王センさんに感謝します。

▶4 長島美織, 2017, 「「保険とリスク」(フランシス・エワルド著)を読む—スタディ・クエスチョン・メソッドの試み—その1: 第1段落から第4段落: insuranceについて」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』24: 109-124を指す。

が多義的に意味する多様なことからその共通性という観点から考察がすすめられ、保険とは、社会的現実と経済とをある特定の規則によって結びつける社会的技術である、と定義されました。

保険業者は、経済や政治、道徳や法、文化の影響を受けながら、様々な形をとった保険商品を、安全の市場に提供しますが、ここで、保険という概念は、少なくとも4つの側面（**technology**、**form**、**shape**、**imagination**）をあわせもつと主張されました。具体的には、保険技術（**technology**）は、それぞれの社会や文化のなかで、制度化（**form**）され、さらに社会的想像力（**imagination**）により、実際の保険商品として具現する（**shape**）ことになります。こういった4つの面の関わりを、（その1）で読みとりました。

（その2）では、次の第5～10段落を扱い、表題である**Insurance and Risk**のもう1つの部分である**Risk**について解説している部分をみました。まず、日常用語でのリスクとの比較で、保険におけるリスクの意味をはっきりさせることから始めます。その中で出てくる考えが、保険におけるリスクとは、一定のグループの人たちに起こりうるある種の出来事を行う際の「特定のモード」である、ということです。死亡や事故といった出来事そのものがリスクなのではなく、それを保険という合理性の1つの形式からみることによって、それらの出来事は扱いうるリスクとなります。

つまり、現実の要素を切り分けたり並べ替えたり、秩序づけたりするための一定のやり方を保険は提供しているわけです。具体的には、保険は、リスクという概念を通して事故を損害と可能性に分析し、それをコントロールしようとしていることになります。加えて、保険というものは、その合理性の範囲で、その時々、社会的想像力を利用して、新たにリスクを作り出すということもはじめます。保険は、現実の要素を新たな合理性で結びつけることにより、今まで対処のしようがなかったところにリスクを登場させます。

このように保険は、ある一連の前提と論理のもとに人々に保障を提供するわけですが、同時に保険業にも市場での利益をもたらし、さらに社会にも、モラルや守るべきルールを教えることになります。そして、保険や再保険といったリスクを扱う技術がさらに精錬されることにより、ほとんどすべてのものがリスクに仕立て上げられていくということをエワルドは指摘しています。このような意味で、保険は、社会力学的な特徴、つまり、モラルによらず、社会を変革するという力を持ちます。社会学は、法の理論的基礎など、根本の考え方に影響を与えますが、他方保険は、どのように責任に関する法を適用させるべきかという実践的なところに影響を及ぼしていきます。

3 Study Question Methodによる読解

それでは、続きの各段落について、スタディ・クレッションに沿って内容を見て行きましょう。今回は、第11段落から第16段落が対象で、保険システ

ムにおけるriskがもつ大きな特徴について語っています。1つ目の特徴は、「リスクは計算できる」というもので、第11段落から第13段落で論が展開されます。続いて、第14段落から第16段落で、2つ目の「リスクは集合的だ」という特徴について述べることになります。今回みるこれらの2つの特徴は、エワルドがあげている3つの特徴のうちの最初の2つとなります。それでは、順を追って見ていきましょう。

SQは基本的にその段落内で答えることができます。

第11段落：

SQ (a)：保険という分野でのリスクは、3つの大きな特徴をもっている、とエワルドは述べています。それらは、どのようなものでしょうか。

答え＊

it is calculable, it is collective, and it is a capital.の部分が答えです。つまり、保険という分野におけるリスクは、計算可能であり、集合的であり、そして資本でもあるということになります。それでは、以下、めずらしく構造化されている「1. **Risk is calculable.**」というところからみていきましょう。この節は、11段落から13段落までの3段落から構成されています。

SQ (b)：リスクが単に「賭け」とちがうと述べたあと、保険には2つの基礎があると述べています。それらは何でしょうか？

答え＊

2つの基礎とは、統計表と計算式です。

解釈＊

段落の最初のところで、リスクと賭けを比較し、ある出来事がリスクであるためには、その蓋然性が計算できなければならない、と述べたあと、保険の2つの基礎のことに話が及びます。

The statistical table establishes the regularity of certain events, and the calculus of probabilities applied to that statistic, which yields an evaluation of the chances of that class of event actually occurring.

として、2つの基礎をあげています。ひとつは、統計データ（統計表）で、もうひとつは、計算式（公式）です。この2つがあることで、ある種類の出来事が実際に起こる可能性を評価できることになると述べています。

ここで、少し具体的に考えてみましょう。上記の箇所では、**certain events**とは、たとえば、トラックや乗用車、バスなどによって引き起こされるいろいろな種類の交通事故としましょう。とすると、**the regularity**とは、各種の車によって引き起こされる各種の交通事故が起こる規則性をあらわします。たとえば、冬と夏には、交通事故の割合や種類がそれぞれ異なるでしょう。また、運転

者の年齢別のデータもあるかもしれません。たとえば、年間別、地域別、年齢別、車種別に、交通事故の統計データがあるとすると、それら相互の関係を規定する計算式があれば、30代男性の運転する乗用車の降雪がある都市における事故率といったものが計算できるわけです。そして、これを把握していることが保険というシステムにとっては、根本的に大切なこととなるわけです。

第12段落：

SQ (a)：この段落では、保険システムにおけるリスクの特徴である計算可能性についてより明確にするため、法システムと保険システムを比較しています。前半部（はじめの9行）をもとに、その対比をまとめなさい。

答え＊

まず、法システムにおける責任の考え方について述べている部分は、以下の通りとなります。

In the juridical logic of responsibility, the judge takes as the point of departure the reality of the accident or the damage, so as to infer the existence of its cause in a fault of conduct.

責任に関する法的なロジックにおいて、判事は、事故や損害の発生を出発点として、そこから過失行為の原因（つまりは責任）の存在を推測する、というのが直訳です。これはどういうことを言っているかということ、事故など何か悪いことが起こったとき、それには原因があるはずだというロジックを、法的システムは必然的にとる、ということです。原因がないのに、事故が起こるわけではない、事故があったなら、その原因があるはず、という思考の枠組みが前提としてある、ということを述べているわけです。

他方、保険システムの考え方はどのようなものかということを述べている部分が以下のとおりです。

The insurer's calculation is based on the objective probability of an accident, regardless of the action of will: no matter whether it results from someone or other's fault, or good or ill will of people, regardless of what they might or might not have been able to do, accidents occur at a particular, specific rate.

保険業者の計算は、客観的な蓋然性（前の段落で述べていた統計表と公式を思い出して下さい）に基づいており、誰かの意思で、ある行動がされたかどうかということは全く問題とならない、あるいは、ある事故が起こったことが誰かの過失の結果であったかどうか、といったことも全く問題にならない、そのようなことにはかかわらず、事故は特定の割合で起こる、と保険システムでは考えている、という意味です。

ある出来事があったときに、どのような概念枠組みでその出来事をみるかということで、共通であるはずのリアリティが、全く異なって見える、ということのエワルドは描きだしています。

解釈*

ここはとても重要なところなので、さらに詳しく考えていきましょう。法システムと保険システムの区別は、「**fault**」というキーワードに対する態度によって区別されるとも考えられます。この「**fault**」という言葉は、10段落目の、**This is the famous controversy over risk and fault which for nearly two centuries now has fueled debate about civil responsibility.** という文で使われていました。この段落の**The judge supposes that there would have been no accident without a fault.**という文でみたように、法のほうは、何かあったのなら、それを引き起こす原因となった過失があるはずだと考えるのに対して、保険は、過失があったかないかにかかわらず、事故は特定の割合で起こるのだと考えています。このように、段落をまたがってくり返し出てくる言葉に注目することは、このように難解な論文を読む上でのコツとなります。

SQ (b) : この前半部の対比は、後半部で、さらに、世界観の違いとして表現されています。その対比を説明しなさい。

答え*

Juridical reason springs from a moral vision of the world: ...

The insurer's attitude, on the contrary, is wholly one of registering a fact: ...

という部分となります。司法の理性は、世界に関する道徳的な視点から生じている、のに対して、保険業者の態度は、事実を記録することにつきる、ということになります。

解釈*

上にあげた部分の後に、説明がそれぞれ続きますので、それを丁寧にみていきましょう。まずは「**judge**の世界観」です。

Juridical reason springs from a moral vision of the world: the judge supposes that if a certain individual had not behaved as he or she actually did, the accident would not have happened; that if people conducted themselves as they ought, the world would be in harmony.

まず、少し文法的にみておきましょう。セミコロンの後の**that if people...**の**that**は、その前のコロンの後の文頭、**the judge supposes that**の**that**と並列です。

「司法の理性は、世界に関する道徳的な視点から生じている」というのがどうということかということが説明されています。裁判官は、その事故に関係する

個人が、そのように行為しなかったならば、その事故は起こらなかった、と考えるというわけです。つまり、人々が適切な行動をしていたならば、世界には調和が保たれるはずだ、悪い結果には何か原因があったはずだ、ということです。

それに対して、「保険業者の世界観」はどのようなものでしょうか。

The insurer's attitude, on the contrary, is wholly one of registering a fact: small matter what would have happened if... [原文の儘], the fact is that there is such and such a number of industrial or traffic accidents annually, that whatever the wishes may be that one cares to voice, the figures repeat themselves with overwhelming regularity.

保険システムの態度は、反対に、事実を記録していくことにつきるということで、法律システムが気にしていたようなことは、保険業者にとってはささいなことなわけです。工場の事故や交通事故は、毎年、これこれの数発生するというので、人々がどのように願おうとも、どのように行動しようとも、この数字は圧倒的な規則性に則って繰り返される、と強調されています。

第13段落：

SQ (a)：一番初めの文のThisは何を指すか？

答え＊

Thisは、**overwhelming regularity**（＝圧倒的な規則性）を指します。

解釈＊

この段落でもさらに、エワルドは、保険システムが基礎にしている、この「圧倒的な規則性」について掘り下げていきます。まずは、その歴史からです。

この圧倒的な規則性は、19世紀半ばの、炭鉱の産業統計を発端として気づかれるようになったと述べて、以下のような具体的な引用をしています。

taking a large number of workers in the same occupation, one finds a constant level of accidents year by year. It follows from this that accidents, just when they may seem to be due to pure chance, are governed by a mysterious law.

引用の意味は以下の通りです。同じ職業で働く多くの労働者のデータを取ってみれば、毎年毎年、ある決まった数の事故が必ず発生するということが見えてくる、つまり、ひとつひとつの具体的な事故は、全く偶然に起こったように見えても、それは、なにか「神秘的な法則」によって支配されている、ということです。

さて、地の文にもどり、さらに以下のように続きます。

This constancy strikingly manifests the objective nature of risk.

この一定性は、リスクの客観的な性質をまさに現している、ということで、少しみなかった「リスク」の言葉ができました。ここで**strikingly**や**manifests**といった強い単語が使われていることに注意しましょう。また、**objective**はここでは客観的な、といった意味となります。

Regardless of the size of a workforce or the turnover of its recruits, a given mine or factory will show a consistent percentage of injuries and deaths.

どのぐらいの労働者がいるか、何人の新人が入ったのかに関係なく、鉱山や工業では、必ずある確率で、ケガや死亡が発生する、とさらに繰り返しています。

SQ (b) : 次の文で、random and avoidableに対応する表現は、何でしょうか。

答え*

predictable and calculable

解釈*

該当する文は、以下のとおりです。

When put in the context of a population, the accident which taken on its own seems both random and avoidable (given a little prudence) can be treated as predictable and calculable. One can predict that during the next year there will be a certain number of accidents, the only unknown being who there will have an accident, who will draw one of existence's unlucky numbers.

最初のWhenからコンマまでで、ここからは、「労働者」という集合からpopulation=人口に視点を移すと述べています。全体の意味は、以下ようになります。この文脈を「(国の)人口」に当てはめると、偶然や(少しの注意で)避けることが出来るようにみえる事故⁵が、予想可能で計算可能なものとして取り扱えるようになる、つまり、次の年にも、ある一定の数の事故が発生することが予想されるのであり、ただ分かっているのは、だれがその不幸な番号を引き、事故に遭遇するのかということである、という意味になります。

SQ (c) : この段落で、前の段落(第12段落)で始められた法における責任と過失の話の結論が述べられています。それはどういうことでしょうか？

▶5 これは、第12段落で扱った法システムの視点から、事故という出来事を見たものであるということに注意しましょう。

答え*

法的な理解が、唯一の可能な見方ではないということ。

解釈*

該当する文は、以下のとおりです。

All of which means not that accidents are unavoidable, or that they are works of a destined fate; but that the juridical perception of them in terms of fault and responsibility is not the only possible one, or perhaps the one which is the most pertinent and effective.

まずは、英文解釈的なことを確認しておきましょう。下線の**them**は何を指すのでしょうか？そうです、**accidents**ですね。そうなること、意味は以下のようになります。

今までの議論が意味するのは、事故が避けられないものであるとか、運命だということではない、むしろ、過失や責任という観点からの法的な理解は、唯一の可能な見方ではなく、また最も適切で効果的なものでもないだろう、というわけです。

SQ (d) : この文の言おうとしていることは、この節の主題とどう関連するでしょうか？

答え*

事故（あるいは、起こってほしくないこと）に対する扱いの方法には、法の観点以外に、リスクと保険からの見方がある、ということです。

以上、ここまでが、「1. **Risk is calculable.**」に関する議論でした。次に、14段落から16段落までの3段落で、保険システム内でのリスクの2番目の特徴を述べた節「2. **Risk is collective.**」が構成されています。

第14段落：

SQ (a) : 本節の主題であるcollectiveという単語と同じような意味として使われている単語は、また、対比的に使われている単語は何ですか？

答え*

対比的に使われている単語：**individual**

同じような意味として使われている単語：**population**

解釈*

段落内2番目の文である以下の文に2つとも現れます。

Whereas an accident, as damage, misfortune and suffering, is always individual, striking at one and not another, a risk of accident affects a population.

損害や、不運や、苦しみは、いつも個人的なもので、それぞれ個人を襲うものであるが、他方、事故のリスクは、人口全体を対象とする、といった意味になりますので、**individual**と**population**が対比的に使われています。そしてその後で、さらに、説明が続きます。

Strictly speaking there is no such thing as an individual risk; otherwise insurance would be no more than a wager.

厳密に言うと、個人的なリスクなどというものは、実際には存在しないのである、そうでなければ、保険は、賭けのようなものになってしまうであろう、と**individual**との関係が補足されています。そしてさらに次の文で、今度は、**population**との関係を補足します。

Risk only becomes something calculable when it is spread over a population.

リスクは、人口全体にならして広げるとき、計算できるようなものになる、ということで、計算できるものとしての保険のリスクの性質には、集合性が必要なことを指摘しています。これは、第一の特徴である**calculable**と第二の**collective**を結びつけているという点で、非常に重要なポイントです。

SQ (b) : 次に、このようなcollectivityを達成するために、保険業が作り出すべきものが2つにわけて述べられています。それらはどのようなものか、説明しなさい。

答え*

1. リスクを取捨選択したり分割したりすることによって、そういった人口、つまりグループを作ること。
2. 相互(互助)性を作ること。

解釈*

SQ (a) で扱った部分で、保険にとって人口を作り出すことが必要であることを述べていましたが、まさにこれを作り出すのが、保険の仕事なわけです。保険は、グループしかカバーせず、リスクを社会化することによって機能するのだ、つまり保険は、個人を全体の一部として扱う、といったことが続いて述べられます。

その後、少し異なる点として2番目のポイント、相互性を作る、ということが述べられます。

Insurance's characteristic operation is the constitution of mutualities: conscious ones, in the case of the mutualist associations; unconscious ones, in the case of the premium companies.

最初の部分は、保険の特徴的な仕事は、相互性を作り出すことである、という意味ですが、コロンの後が、なかなかしゃれた部分で、伝統的な社会などでみられた互助的な助け合いの制度では、互助性は意識的なものであり、掛け金をとる保険の場合には、互助性は、無意識的なものであると述べています。

この2点、つまり、あるリスクを共有する人々の集まりを作ることと、その人々との間の相互互助性を作することは、独立した2点というわけではなく、密接に関連している項目となります。あるリスクを中心に、それに関わるあるグループを作り出し、そのなかで、保険の契約を通して、互いの互助性を作り出すというわけです。

第15段落：

SQ (a)：12段落から続けて、キーワードとなっている表現を書き出さない。

答え*

juridical responsibilityですね。

解釈*

それが使われている、この段落最初の文をみておきましょう。

Under the regime of juridical responsibility, the accident isolates its victim and its author. It distinguishes them, singularizes them, isolates them, because within this system the accident can only ever be an exception, something which disturbs an order conceived in itself as harmonious.

法システムの責任体制の下では、事故がその被害者と加害者を分離している、なぜ被害者と加害者を区別し、それぞれを絞りこむかというと、このシステムの中では、事故は基本的に通常外のことであり、調和的な秩序を乱すものとして考えられているからである、といった意味になります。そして、これは、第12段落で、法システムでは事故があった場合、だれかの間違っただけや何かの不備があったということを前提としてそれを発見しようとする、と述べていた箇所と呼応します。

読者の皆さんはもうお解りになってきたかもしれませんが、このように、一見難しく見える論文においても、著者は、幾度も、自分が述べたいことを異なった表現で繰り返すものなのです。そして、それをつかむことが、その論文の中に、読者が入っていく入り口となるのです。

SQ (b) : さて、この段落を、法システムに関する記述、保険システムに関する記述、比較のまとめ、という3つの部分に分けるとするとどうなるでしょうか。

答え*

(a) で扱った段落最初の文から数えて最初の7行が法システムについて述べた部分であり、8行目の**Insurance, on the other hand**, …のところから16行分が、保険システムについて述べた部分となります。そして、この段落の最後の5行、**Insurance individualizes**, …から始まる5行が、この段落のまとめとなる部分です。

解釈*

この節の主題は、「**Risk is collective**」ということですが、この節でも法システムと保険システムの比較が続いています。そして、まず、**collectivity**ということに関して、法システムがどうなっているかをみて、次に保険システムにおける**collectivity**についてみて、最後にまとめるという形になっているわけです。それでは、法システムについて述べている部分をさらに続けて読んでみましょう。この段落でのキーワードは、「個人」です。さて、(a) でみた文に続く文が、

The accident is due to some individual fault, imprudence or negligence; it cannot be a rule.

という文ですが、これは再び、法システムから事故をみる場合のことを述べています。事故は、個人の過失や、軽率や、怠慢などの過失によるもので、それは「規則」ではないのだ、という意味になります。ここで、この**rule**が、重要なこととなります。それは、規則性や計算可能性、つまり前節の**risk is calculable**で主張した特徴を指しています。つまり、法システムは、事故（あるいは何か損害をもたらすようなこと）が起こったとき、個人の過失として責任が追求されるという概念枠組みになっているため、この法システムの中においては、リスクに関わる規則性は、発見できないのです。

さて、次に保険について語っている部分をみていきましょう。

Insurance, on the other hand, functions through a quite different mode of individualization.

一方、保険は、かなり違うモードの個人化を通じて、機能を発揮する、この部分が始まります。ここで、大切なことば、**individualization**が登場しますが、まだ、何のことかわかりません。このような場合は、このまま読んでいけばよいのです。

A risk is first of all a characteristic of the population it concerns.

リスクは、まず、それと関連する「人口」に特有のものである、という意味ですが、その後に、だれもこのリスクから逃れることはできないと続きます。そして、法システムとの対比のもと、さらに説明が続きます。

Each person's conduct, however immaculate and irreproachable it may actually be, harbours within itself a risk to others which may be minuscule but nevertheless exists.

むずかしい文ですね。英文解釈を入れておきましょう。まず、**'however immaculate and irreproachable it may actually be'**という、で囲まれた部分は、修飾部ということで飛ばして、動詞をさがします。そうです、**harbour**=**harbor**です。最後の**but nevertheless exists**は、前にある**minuscule**にかかり、**minuscule**であってもそれにもかかわらず**exist**している、という意味になります。したがって、全体の意味は、たとえそれぞれの人の行為がどんなに完璧で落ち度のないものであったとしても、その行為は、他の人に対するリスクを隠匿している。たとえ、そのリスクの可能性が極めて小さいものであったとしても、実際存在しているのだ、というのが直訳となります。これは、ある人が何かをするとき、それは必然的に他の人に対して脅威や危険となることを含んでいる、ということで、それは、その行為がどんなに完璧なものであったとしても、そこに、他に対する危害のリスクが全く含まれていないということにはならないのだ、ということを述べているわけです。この点は、さらに次の文で増強されます。

No will is absolutely good; even the 'good father of his family' traditionally cited as a yardstick of rectitude in judicial evaluations of conduct can have characteristic weaknesses which put others in danger.

どんな意志にしても、完璧に良いものというのではない。昔から、行為の法的評価のなかで、廉直さや正しさの基準として、引用されてきた「家族の中のいいお父さん」にしても、他の人を危険にさらしてしまうかもしれないという弱点を持っているのだ、と述べて「良き父」の例をあげて、いかに良い意志や健全な実行力をもってしても、その行為が他人に対して危害を加えうる可能性をゼロにはできないのだということを強調しています。

続いて、リスクの考え方は、人口を構成している全ての個人が同じ土台に乗っているというものである、ゆえに、全ての人が、リスクの要因でもあり、また反対にリスクにさらされることにもなるのだ、と述べ、リスクのもとでは、人々が均質になるという方向のことを述べます。

しかしすぐに、以下のような但し書きが入ります。

But this does not mean that everyone causes or suffers the same degrees of risk. The risk defines the whole, but each individual is distinguished by the probability of risk which falls to his or her share.

しかし、これは、すべての人が、同じ程度のリスクに遭遇することを意味しているわけではない。リスクは、全体を定義する（全体に関わる）ものであるが、しかし、個々人は、その人がどのぐらいの可能性のリスクを持つかによって、異なっている、と述べています。

それでは、最後のまとめの部分をご覧ください。

Insurance individualizes, it defines each person as a risk, but the individuality it confers no longer correlates with an abstract, invariant norm such as that of the responsible juridical subject: it is an individuality relative to that of other members of the insured population, an average sociological individuality.

まずは少々、英文解釈上のコメントを。最初の2つのitは、両方ともinsuranceを指します。独立した文同士がコンマ(,)でつながられていますから、少し文法的には特異な文といえます。他方で、コロンの(:)の後のitはindividuality (if confers)を指し、保険システムにおける個人化ということを、さらに説明していることになります。

この文は、保険の意味での個人化というものを、法システムとの比較の上で述べているとても重要なものです。保険は全ての人をリスクだととらえているが、保険の領域での個人性というのは、抽象的で、普遍的な規範の主体—たとえば、法律における責任の主体—といったものではなく、むしろ、同じ保険に加入している他の人々との関連性においてとらえられるところの個人性であり、これは、通常の意味での個人性である、という意味になります。

ここで、バックのリスク論はもとより、社会学においても重要な概念であるindividualizationについてのエワルドの見解に注目しておきたいと思います。通常、個人化は、制度と個人の間の関係ということで、大きな時代背景のもとに、語られることが多いですが、ここでは、保険システムと法システムという2つの異なる制度がどのように、個人を定義しているかという観点から、議論されており、大変興味深い記述になっています。つまり、保険システムと法システムは、第10段落や第12段落でみたように、責任といったものの考え方において、大変異なる前提をもっていますが、システム(=制度)がどのように個人と関係をとっているかという点においても、かなり異なるということをこの段落で述べてきたわけです。

法における個人は、責任に関わるもので、ある個人が過失(行為)を行ったか否かが制度との関係において最も重要な弁別指標ですが、他方、保険に与る個人化の概念は、行為によって個人と個人を分別することはせず、むしろ共通の全体的指標を土台にしている概念であるといえます。

次の段落では、保険制度のもと個人化の性質について、相互互助性の

観点からより深く解説しています。

第16段落：

SQ (a)：この段落で、相互互助性という点において、2つのものが対比されています。それらはどのようなものでしょうか？

答え＊

Insuranceのmutualitiesと、家族や労働組合などにみられるようなqualitativeなmutualitiesとの対比。

解釈＊

まず最初の文をみておきましょう。

The mutualities created by insurance have special characteristics: they are abstract mutualities, unlike the qualitative mutualities of the family, the corporation, the union, the commune.

保険により作られた互助性は、特別な性質を持っている、その相互互助性は、抽象的なもので、家族や会社、労働組合、共同体などにおける質的な互助性とは異なるものである、という意味となりますが、ここで、qualitative「質的な」という言葉に注目して下さい。この「質的な」という形容詞に対比されているのは、何でしょう？そうです、abstract「抽象的な」という形容詞ですね。保険の互助性は、家族や共同体などの互助性（＝質的）と異なり、抽象的なものであるということになります。

SQ (b)：この段落では、以降、その違いについて述べていますが、まずは、質的互助性について述べています。その特徴はどのようなものでしょうか？

答え＊

質的な相互互助性は、いわば「所属」されるもので、そのためには、そこに所属する個人が、特別な義務や、階層そして秩序を守る必要があります。家族には、その家族のルールがあり、町内会には、その町内会ごとの規則がありますので、個々人は、それぞれの相互互助会に属することで、その集団のモラルを学び、集団意識を形成するようになります。つまり、質的互助性は、互助を供給しますが、翻って個人は、その互助集団の規範やルールを内部化するようになるわけです。これが、質的相互互助性における制度と個人の関係となります。

SQ (c)：204ページ上から3行目で、今度は、保険の相互互助性について語り始めます。最初の文で、保険の相互互助性は共同体などの質的互助性と異なり、人々を自由におく、と述べていますが、これに

についてより詳しくどのような意味か、後に続く文を参照して答えなさい。

答え*

保険の相互互助性は、個人化を最大化することで、社会化の最大化をもはかる、連帯のかたちだと述べています。

解釈*

保険は、人々に個人として自由に存在する余地を与えつつ、互助の利益もあたえるもので、あたかも、2つの相対するもの、つまり、「社会的社会化」と「個人の自由」を融合しているものだ、ということを述べています。ここで、対応する英語をみておきましょう。

It seems to reconcile those two antagonists, society-socialization and individual liberty.

という文ですが、**two antagonists**の具体的なものが**society-socialization**と**individual liberty**で、これらは、通常、両立することがむずかしいものです。

さらに述べると、家族や会社のようないわゆる「顔が見える相互互助性＝質的相互互助性」においては、人はその集団の規範を内面化することが求められ、その集団にある一定程度奉仕する必要があります。相互互助と引き換えに、集団的、または社会的な義務を負担しなければならないわけです。しかし、保険により作られた、顔の見えない相互互助性では、互助という社会的社会性も、個人的な自由も、両方獲得することができるわけです。

SQ (d) : 最後の文中のThisは何を指しますか?

答え*

その前の文全体、つまり今までみてきた部分ですね。つまり、保険では、互助集団に内面的に「所属」したり、従属したり、その規範を内面化することなしに、個人の自由を保ちながら、社会的互助性を獲得することができるということです。先程みた、通常相対するものである社会化を、個人の自由の確保のもとに獲得できるということです。

This, as we will see, is what makes for its political success.

そして、この性質こそが、保険の政治的成功をもたらしているものなのだ、と述べています。ここで、ベックの用語を使って、エワルドの主張を少し先取りするというならば、保険は、非常に強い「サブ政治」であるということになります。

SQ (e) : この節のタイトルは、risk is collectiveでした。この含意を説明しなさい。

答え*

保険におけるリスクは、人々の集団＝人口を前提とするものであるということ、そこでは特有の個人化がはたらき、個人の内面は問題とされないということ。

以降、第17段落から第18段落の2つの段落で、「3. **Risk, lastly, is a capital.**」の節が構成されています。「1. **Risk is calculable.**」「2. **Risk is collective.**」と、ここまで2つの特質が述べられてきましたが、最後の特質、「リスクは資本である」という点については、次回みていきたいと思います。

(平成29年10月30日受理、平成29年11月22日採択)